

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標の策定に係る考え方及び原案（案）

資料 5

1 中期目標とは

(1) 法律上の位置付け

- ・ 定義（地独法第25条第1項） 「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」
- ・ 法定記載事項（同条第2項）

- 第1 中期目標の期間（3年以上5年以下で知事が定める期間）
- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 第4 財務内容の改善に関する事項
- 第5 その他業務運営に関する重要事項

(2) 本県における位置付け

- ・ 「地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、柔軟性を最大限発揮させるとの観点から、目標期間中において達成すべき業務運営に関する知事の方針書」
- ・ 知事の方針書として、法人だけでなく、広く県民に伝えるとの観点から、分かりやすく、簡潔な構成及び表現とする（第1期、第2期と同様の考え方）

2 策定の考え方

第2期中期目標の概要 (H26～H30)

【基本的役割】

- ・ 高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院
- ・ 地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たす

【医療面の取組】

- ① 3大疾患や精神疾患、救急医療、周産期医療、小児医療における高度・専門医療等の提供
- ② 医療技術者の研修
- ③ 調査・研究
- ④ 地域医療への支援
- ⑤ 災害時の医療救護

【業務運営面】

- ① 効率的な業務運営
- ② 中期目標期間累計で経常収支比率100%以上
- ③ 法令等の遵守
- ④ 情報発信 など

第2期からの事情の変化・課題等

- ・ 地域医療構想における医療機能の分化・連携
- ・ 新公立病院改革プランの策定、公立病院改革の推進に関する調査報告書
- ・ 総合病院の高度救命救急センターの指定
- ・ 総合病院の先端医学棟（リサーチサポーターセンター含む）開棟
- ・ こところの医療センターの多様な精神疾患に対する連携拠点病院
- ・ こところの高度小児外科治療体制の充実（ハイブリッド手術室、最新MRI）
- ・ 医療水準の維持・向上や地域医療の確保のため、医師をはじめとした医療従事者の育成や確保、公的病院への医師派遣、県内への医師の定着支援
- ・ 広域的な医療連携の推進、中長期を見据えた病院運営の健全化、医療施設や設備の計画的な整備

3 今後の対応（スケジュール）

- ・ 8月～9月 バブリックコメント実施、県立病院機構との調整
- ・ 10月開催予定の第2回評価委員会最終案審議後、12月県議会へ議案提出 ⇒ その後、2月県議会に中期計画議案提出

前文

法定記載事項ではないが、確認した全ての地方独立行政法人で記載

第3期中期目標（案）のポイント (H31～35)

- ・ 総論的な表現とし、新たな役割や拡大の可能性がある事項も読み込める表現とする
- ・ 地独法改正にあわせ、具体的な目標（取り組むべき内容）を設定
- 具体的な数値目標については、病院機構が自主的に定めるよう中期目標で指示
- ・ 県の「総合計画」や国の「公立病院改革の推進に関する調査報告書」等を踏まえる

【基本的役割】、【医療面の取組】、【業務運営面】については、第2期の内容を継続しつつ、第3期では、以下について重点的に取り組む。

◎ 重点的に取り組む医療のさらなる充実・強化

総合病院	・ 先端医学棟を活用した高度・専門医療の充実
こところの医療センター	・ 高度救命救急センターの運用による救急医療の提供 ・ 多様な精神疾患に対応できる医療提供体制の整備
こところの病院	・ 早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制の整備 ・ 小児重症心疾患患者に対する高度・専門医療の提供
3病院連携	・ 退院・在宅移行を支援する体制整備 ・ 身体合併症に対応する医療提供体制の整備 ・ 発達障害や移行期医療、医療的ケア児への対応

◎ 医療従事者の確保・育成

- ・ 研修・研究機能の強化を通じた医師、看護師等の確保・育成、医師の定着支援

◎ 医療に関する調査・研究の強化

- ・ リサーチサポーターを活用した臨床研究や社会健康医学研究への取組

○ 中長期的な財政運営の健全化、医療施設等の計画的な設備投資

今後、新たな役割や拡大の可能性がある事項

- ・ 地域医療構想を踏まえた医療機能分化・連携の推進
- ・ 新公立病院改革プランによる経営改善の取組強化

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等を提供するとともに、公的医療機関への医師派遣を行うなど、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。また、経営面においても、4年連続で経常収支が黒字となり、健全な病院運営が継続しております。</p> <p>しかしながら、急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識やニーズの変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。</p> <p>このようことから、平成26年度から始まる第2期中期目標期間において、県立病院として、第1期中期目標で求められた高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院であり、かつ、地域医療を確保するための支援的役割を継続し、更には、このように基本的な役割や災害時医療の基幹的役割を継続し、更にその機能を強化して、県民の医療に対するニーズに応え、安全で質の高い医療を提供することが求められています。</p> <p>この中期目標は、第2期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不 	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、2009年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等の提供をはじめ、救急医療や災害時医療の提供、公的医療機関への医師派遣など、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。地方独立行政法人制度の特徴を活かした病院運営を行い、県立総合病院における先端医学種の開陳をはじめ、先進的な医療施設の整備及び医療機器の導入など、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、経営面においても、設立以降毎年度経常収支黒字を達成しており、健全な病院運営が続いております。</p> <p>医療の高度化や医療需要の多様化が進む一方で、超高齢社会が到来し、2025年には全ての団塊世代が75歳以上となることから、2025年における医療提供体制を確保するため、県では地域医療構想を策定し、医療機能の分化や地域の医療機関の連携を推進しています。</p> <p>このようなか、2019年度から始まる第3期中期目標期間においては、地域医療構想や新公立病院政策ガイドラインを踏まえ、県立病院として、継続して本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することとし、その機能を強化して、県民の医療に対するニーズに応え、安全で質の高い医療の提供を図っていく必要があります。また、PDCAサイクルが適切に機能するために、県立病院機構が自主的に定量的目標を策定し、業務運営に取り組む必要があります。</p> <p>この中期目標は、第3期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不 	<p>政策医療の内容が分かりにくいので、具体例を追記</p> <p>中期目標期間における暫定評価意見を反映（一文全て）</p> <p>時点修正</p> <p>社会的背景を追加（2025年問題、地域医療構想の策定）</p> <p>・地域医療構想、新公立病院改革ガイドラインを踏まえた地域医療への貢献（機能分化・病連携・病診連携）</p> <p>・第3期の基本的な考え方はこれまでどおり（政策医療の提供、地域医療への貢献）</p> <p>PDCAが機能するよう、中期計画・年度計画等で病院機構が自主的に定量的目標を設定するよう指示</p> <p>時点修正</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>採算医療の提供に一層取り組むこと。</p> <p>3 医師の育成及び確保に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。</p> <p>4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。</p>	<p>採算医療の提供に一層取り組むこと。</p> <p>3 医師の確保及び育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。</p> <p>4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。</p> <p>5 県立総合病院のリサーチセンターにおいて、臨床研究のほか、疫学やゲノム等県民の健康寿命の延伸を図るための社会健康医学研究に取り組むこと。</p>	<p>地域医療体制の確保に寄与する医師派遣への協力のため、育成よりも確保を前にする</p> <p>・中期目標期間における暫定評価意見を反映（リサーチサポーターセンターでの研究）</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>・法人の自主性・自立性を発揮させるため、これまでに同様、5年間とする</p> <p>・新元号が不明なため、西暦表記とする</p>
<p>第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むとともに、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できよう、県民視点での情報発信に努めるほか、患者や家族の立場に立ち、その満足度が高められるよう、創意工夫に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供</p> <p>医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う役割を明確にし、他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1) 基本的な診療理念</p> <p>診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p> <p>(2) 県立病院が担う役割</p> <p>県内医療機関の中核病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。また、</p>	<p>第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>県立病院機構は、定款で定める業務について、質の向上に取り組む、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できよう、県民視点での情報発信に努めるほか、患者や家族の立場に立ち、その満足度が高められるよう、創意工夫に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供</p> <p>医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う役割を明確にし、他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1) 基本的な診療理念</p> <p>診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p> <p>(2) 県立病院が担う役割</p> <p>他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供するとともに、地域連携に努め、県内医療機関の中核病院としての役</p>	<p>定量的目標として患者満足度を追加することにした修正</p> <p>小柱 (2) 県立病院が担う役割との整合</p> <p>第2期から変更なし</p> <p>構成変更 (前文との整合)</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。</p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療</p> <p>県立総合病院においては、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供するほか、救命救急センターにおいては、広域的な救命救急センターへの対応を図るとともに、広範囲熟練等の特殊疾病患者に対する高度な救命医療を提供する。高度救命救急センターの指定を目指すし、救急医療体制の充実・強化を図ること。</p> <p>県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図ること。</p> <p>県立こころも病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度・先進的医療の提供や小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救命医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るなど、小児全般の高度医療を推進すること。</p> <p>さらに、県立3病院は、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供するとともに、精神科患者の身体合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症への対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立3病院のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。</p> <p>また、患者の在宅への移行が順調に進むよう、地域の医療機関等との連携を図り、相談支援体制の充実や退院後のフォローアップの実施に努めること。</p>	<p>割を果たすこと。また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。</p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療</p> <p>県立総合病院においては、先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供すること。また、高度救命救急センターの運用による広範囲熟練等の特殊疾病患者の受入等、高度救命医療を継続して提供するほか、広域的な救命医療の提供への対応を図ること。</p> <p>なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率90%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。</p> <p>県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図るほか、多様な精神疾患への対応や早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制の充実に努めること。</p> <p>なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率85%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。</p> <p>県立こころも病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度・先進医療を提供すること。また、小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救命医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るほか、患者の円滑な退院・在宅移行を支援する体制整備に努めること。</p> <p>なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率75%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度90%以上の達成を目指すこと。</p> <p>さらに、県立3病院は、結核、エイズ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。また、認知症をはじめとした精神科患者の身体合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症及び二次的障害を含む発達障害への対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立3病院のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。</p>	<p>病院ごとに重点的に取り組む医療を追加 総合計画記載の数値目標を記載 (総合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先端医学棟の活用による高度先進医療の提供 高度救命救急センターの運用による救命医療の提供 <p>病院ごとに重点的に取り組む医療を追加 総合計画記載の数値目標を記載 (こころ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な精神疾患に対する拠点施設としての機能強化 早期入院・早期社会復帰の実現 <p>病院ごとに重点的に取り組む医療を追加 総合計画記載の数値目標を記載 (こども)</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院・在宅移行を支援する体制整備（医療的ケア児への対応を含む） <p>・新型インフルエンザを削除（第8次保健医療計画での扱いも縮小されており、県立病院機構は指定機関でもないため）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化に伴う精神身体合併症患者の増加への対応強化 <p>・発達障害に対する具体的取組を追加</p> <p>・削除（長期入院患者が在院するところとこどもにも退院支援体制整備を追加）</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>その他、認知症や発達障害への対応など新たな課題に取り組むとともに、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。</p>	<p>その他、移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題に取り組む、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。</p>	<p>・小児から成人期への移行期医療、医療の発達によって生じた医療的ケア児への対応等、新たな課題への対応を追加</p>
<p>2 医療に関する技術者（医師、看護師等医療従事者）の研修を通じた育成と質の向上</p> <p>優秀な医師、看護師等医療従事者を確保し、育成するため、魅力ある病院として、これら医療従事者から評価され選ばれよう、研修機能の充実・強化を図ること。また、国内外との交流による研修の充実を図ること。</p> <p>(1) 医師の卒後臨床研修の充実・強化等</p> <p>医師の卒後臨床研修や専門研修の受入れ体制の充実・強化を図り、優秀な医師の確保及び育成に努めること。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。</p> <p>(2) 就業環境の向上</p> <p>優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員の精神面を含めた健康保持に配慮し、就業環境の向上を図ること。</p> <p>(3) 知識や技術の普及</p> <p>県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。</p>	<p>2 医療従事者の確保及び質の向上</p> <p>各病院及び地域の医療水準の維持・向上を図るため、医師、看護師等医療従事者の確保に努めること。また、優秀な人材を育成するため、院内研修及び国内外との交流による研修機能の充実を図ること。さらに、医療従事者が働きやすい環境の整備に努めること。</p> <p>(1) 医療従事者の確保・育成</p> <p>各病院が有する物的・人的資源を活用して研修プログラムを充実させることにより、各病院において臨床研修医や専攻医の確保・育成に取り組むほか、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、所有施設を有効活用した研修の実施を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。</p> <p>(2) 就業環境の向上</p> <p>優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員の精神面を含めた健康保持に配慮するほか、医師をはじめとした医療従事者の業務負担を行うなど、就業環境の向上を図ること。</p> <p>「第2 4 医療に関する地域への支援」に移動</p>	<p>医療従事者の確保に重点的に取り組むことが分かるよう、タイトルを修正</p> <p>・中期目標期間における暫定評価意見を反映（働きやすい環境の整備）</p> <p>・構成変更</p> <p>・中期目標期間における暫定評価意見を反映（継続した医師確保、新専門医制度への対応、研修施設の活用）</p> <p>・県との協働による医師確保対策を、「第2 4 医療に関する地域への支援」から移動し、追加（＝医師確保を集約）。</p> <p>・中期目標期間における暫定評価意見を反映（働き方改革を意識した勤務環境の向上）</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>3 医療に関する調査及び研究 医療に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上に寄与すること。</p> <p>(1) 研究機能の強化 臨床研究機能の強化に取り組むこと。また、富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官との連携による研究開発に取り組むこと。</p> <p>(2) 診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。</p> <p>(3) 県民への情報提供の充実 調査及び研究の成果を公開講座や医療相談などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p>	<p>3 医療に関する調査及び研究 医療や県民の健康寿命延命に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上、県民の健康寿命の延命に寄与すること。</p> <p>(1) 研究機能の強化 県立総合病院のリサーチサポートセンターにおいて、臨床研究に取り組むほか、医療ビッグデータを活用した臨床や疫学、ゲノム研究などの社会健康医学研究を推進し、研究成果の発信等により、県内医療水準の向上及び医療人材確保に努めること。また、産学官との連携による共同研究や治験に取り組むこと。</p> <p>(2) 診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。</p> <p>「第2 4 医療に関する地域への支援」に移動</p>	<p>・中期目標期間における暫定評価意見を反映（リサーチサポートセンターでの研究）</p>
<p>4 医療に関する地域への支援 本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 本県の医師確保対策への取組 県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域医療への支援 高度医療機器の共同利用の促進、他の医療機関等との医療情報のネットワーク化など、地域医療との連携を進め、地域医療の確保への支援を行うこと。</p> <p>(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域の医療機関等との連携・支援 医師不足の公的医療機関に対し医師派遣を行うこと。また、他の医療機関から紹介された患者の受入及び患者に適した医療機関の紹介を積極的に行うこと。さらに、高度医療機器の共同利用の促進、ICTを活用した他の医療機関等との医療情報の共有など、地域医療の確保への支援を一層推進すること。</p> <p>(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及 鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に対し、県立病院が有する人材や知見を積極的に提供し、県内の医療従事者の養成に貢献すること。</p>	<p>・現中期目標の「(1) 本県の医師確保対策への取組」と「(2) 地域医療への支援」を統合し、タイトルを変更（県との協働による医師確保対策は、「第2 2 (1) 医療従事者の確保・育成」に移動（＝医師確保を集約））</p> <p>・中期目標期間における暫定評価意見を反映（病病連携・病診連携）</p> <p>・現中期目標の「第2 2 (3) 知識や技術の普及」を統合し、タイトルを変更</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>5 災害等における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。また、県立こころの医療センターは災害時における精神医療分野の、県立こども病院は災害時における小児医療分野の、それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃の備えに努めること。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</p>	<p>(3) 県民への情報提供の充実 公開講座や医療相談の開催、ホームページの活用などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p> <p>5 災害等における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担い、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。また、県立こころの医療センターは災害時における精神医療分野の、県立こども病院は災害時における小児医療分野の、それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃の備えに努めること。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</p>	<p>・現中期目標の「第2 3 医療に関する調査・研究」から移動</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率的な組織づくり 医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率的な組織づくりを図ること。</p> <p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織体制を確立すること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率的な業務運営に関する事項 医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人としてのメリッスを最大限に活かし、一層効果的・効率的な業務運営に努め、生産性の向上を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の強化 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、医療資源の有効活用や業務の見直し、職員参加型の業務改善等を推進し、業務運営体制の強化を図ること。特に、未稼働病床については、その活用方法について検討すること。</p> <p>2 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p>	<p>第2期から変更なし</p> <p>・現中期目標の「1 簡素で効率的な組織づくり」と「2 効率的な業務運営の実現」と「4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成」を統合し、タイトルを変更 ・医療資源の有効活用の観点から、未稼働病床の活用方法の検討を指示</p>

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第3期中期目標 (原案)

第2期中期目標	第3期中期目標 (原案)	考え方等
<p>4 業務改善に不断に取り組み組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組み組織風土を醸成すること。</p>	<p>3 収益の確保と費用の節減 新たな診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬制度改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。 費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組みこと。</p>	<p>・第3期中期目標期間は、先端医学棟の整備(減価償却や償還等)が経営に与える影響が大きいため、収益の確保と費用の節減に一層取り組む必要</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第2期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。 業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第3期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。 業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。</p>	<p>・時点修正(基本的な考え方は修正なし)</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。また、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行うこと。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 法令・社会規範の遵守 県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。 2 計画的な施設及び医療機器の整備 施設整備・医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療需要等を総合的に鑑みて計画的に実施すること。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備すること。また、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行うこと。</p>	<p>・第3期中期目標期間は、先端医学棟の整備(減価償却や償還等)が経営に与える影響が大きいため、より計画的な整備計画が必要となる</p>